

事 務 連 絡  
平成14年4月9日

日本病院会長 殿

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈について

平成14年1月8日付北社局文発第4093号（別添2）により照会のあった標記について、別添1のとおり北海道社会保険事務局長あて回答したので、関係者に対して周知徹底を図られますよう、お願いいたします。



保医発第0409001号

平成14年4月9日

北海道社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局医療課長

疑義解釈について(回答)

平成14年1月8日付け北社局文発第4093号により照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

保険医は、保険医療機関及び保険医療費担当規則に従い診療に当たることとされているところであるが、いわゆる名義貸しについては、健康保険事業の健全な運営を損なうものであり、また、保険医療機関の不正な診療報酬請求を誘発する行為であることから、同令第19条の2及び第23条の2に違反するものとする。



北社局文発第4093号

平成14年1月8日

厚生労働省保険局医療課長 殿

北海道社会保険事務局長



疑義解釈について（照会）

このことについて、別添のとおり「保険医の行政処分について」の疑義照会をします  
ので、よろしく申し上げます。

医 科	歯 科	調 剤	看 護	療 養 費	
-----	-----	-----	-----	-------	--

保険医の行政処分について

都道府県	北 海 道	担当者名	医療事務指導官 工藤 維晴
------	-------	------	---------------

(質問事項)

1 保険医の行政処分について

今般、医師数が著しく不足しているにも拘らず、勤務実績のない医師から名義を借り、常勤或いは非常勤として虚偽の届出或いは定例報告を行い、「入院基本料」等を減額せず不正に診療報酬を請求し、また、併せて請求できない「療養病棟療養環境加算」等を不正に診療報酬を請求していたことから、保険医療機関の取消し処分を予定しているところです。

これに関し、名義を貸した保険医についても不正請求に繋がる行為を行ったことには間違いがないことから、行政側として、名義を貸した保険医に対しても行政処分等を行うことを検討したいと考えております。

つきましては、行政処分等の可否及び行政処分等が可能だとすればその根拠について、ご教示願います。

保 險 局 医 療 課 医・歯・薬・法令 (担当 )  
 老人保健福祉局老人保健課 (担当 )